

<使用開始日>
2026年4月11日野村ファンドラップ
オルタナティブプレミア

追加型投信 内外 資産複合 特殊型(絶対収益追求型)

【投資信託説明書(交付目論見書)】

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	資産複合	特殊型(絶対収益追求型)	その他資産 ^(注)	年2回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり(適時ヘッジ)	絶対収益追求型

(注) (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、商品、デリバティブ、為替予約取引)資産配分変更型))

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2026年2月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:79兆0217億円(2026年1月30日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村ファンドラップオルタナティブプレミアの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月10日に関東財務局長に提出しており、2025年10月11日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時★ホームページ★
<https://www.nomura-am.co.jp/>

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

■主要投資対象

世界各国(新興国を含みます。)の株式、債券、不動産投資信託(REIT)※、商品等を実質的な投資対象とし、デリバティブ取引、為替予約取引等を実質的な取引対象とすることにより、絶対収益の獲得を目指して運用を行なう投資信託証券を主要投資対象とします。

※ 世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

■投資方針

●世界各国(新興国を含みます。)の株式、債券、REIT、商品等を実質的な投資対象とし、デリバティブ取引、為替予約取引等を実質的な取引対象とすることにより、絶対収益の獲得を目指して運用を行なう投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

◆投資する投資信託証券において、実質的な外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を行なう場合があります。

ただし、外貨建て投資信託証券に投資する場合は、当該投資信託証券に対して対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

●絶対収益の獲得を目指す運用において優れていると判断した指定投資信託証券※の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(NFRC)が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ないます。

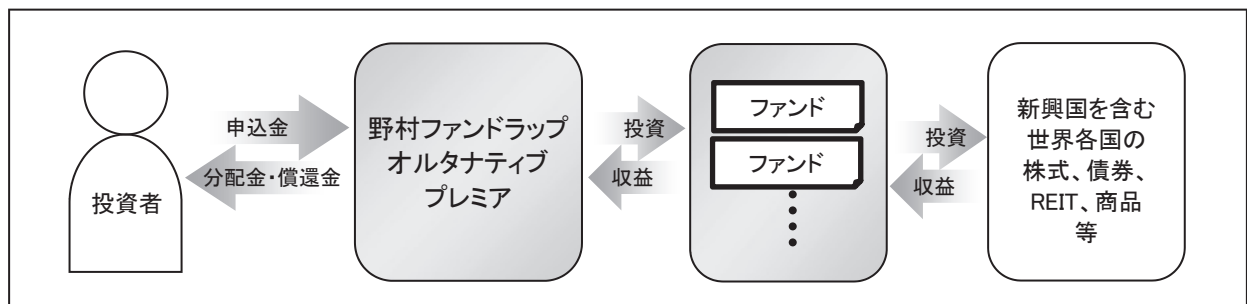
※指定投資信託証券とは、後述の追加的記載事項に記載する投資信託証券を指します。

◆組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

◆指定投資信託証券は定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

●投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

●ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



■主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■分配の方針

原則、毎年1月および7月の20日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
REITの価格変動リスク	REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
商品(コモディティ)市況変動リスク	ファンドは実質的に商品に対するエクスポージャーを持ちますので、商品(コモディティ)市況変動の影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を実質的に活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。
代替手法に関するリスク	ファンドは、世界各国の株式・債券・REIT・商品等への実質的な投資に加えて、デリバティブ取引・為替予約取引等を実質的に活用し、ロング・ポジションあるいはショート・ポジションを実質的に構築しますので、実質的な投資対象市場が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。また、レバレッジを利用してデリバティブ取引・為替予約取引等を行なうことが可能なため、実質的な投資対象市場における値動きが、それ以上の損失をもたらす場合があります。
取引先リスク	ファンドは、実質的にデリバティブ取引等を利用しますので、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドおよびファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

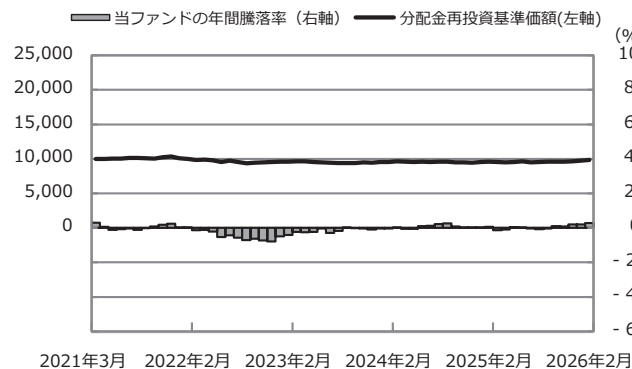
※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

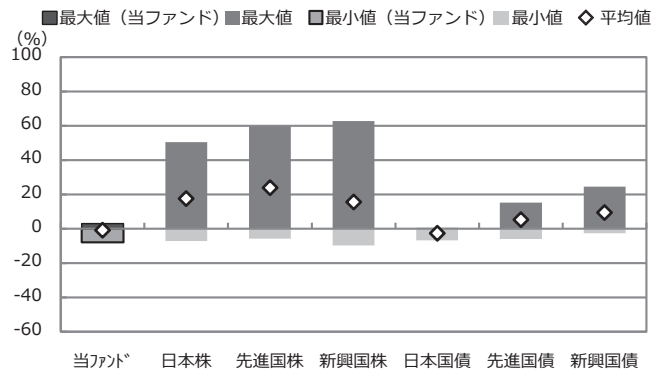
リスクの定量的比較

(2021年3月末～2026年2月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	3.0	50.5	59.8	62.7	0.6	15.3	24.5
最小値 (%)	△ 7.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	△ 0.9	17.5	23.9	15.5	△ 2.5	5.3	9.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」) といふ。の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といふ。の) 知的所有権であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」 (ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

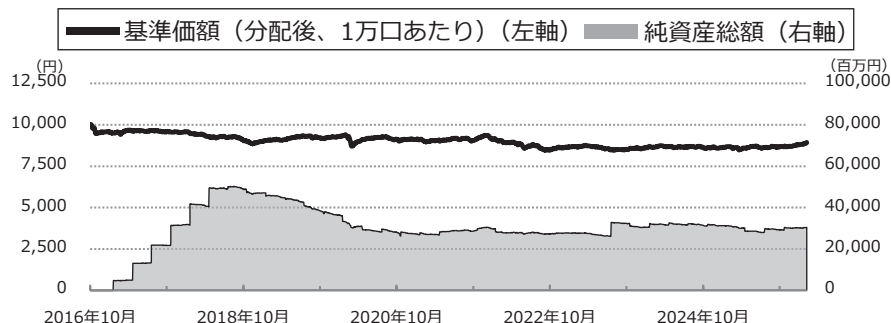
運用実績 (2026年2月27日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次・設定来)

分配の推移

(1万口あたり、課税前)



2026年1月	0 円
2025年7月	0 円
2025年1月	0 円
2024年7月	0 円
2024年1月	0 円
設定来累計	0 円

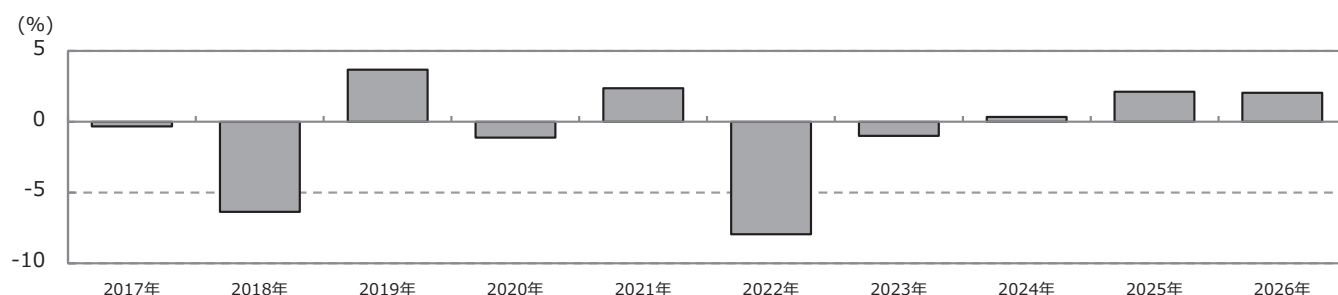
主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	投資比率(%)
1	ピクテTRーアトラスHI-JPYクラス(円建て円ヘッジ)	16.8
2	ブラックロック・システムティック・US・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラスI2 円ヘッジ	16.5
3	DNCA INVEST アルファ・ボンド(H-Iクラス)(JPY)	14.8
4	スパークス・日本株・双剣ファンドF(適格機関投資家専用)	12.5
5	M&Gエピソード・マクロ・ファンドTI-JPYクラス(円ヘッジ)	9.0
6	ブラックロック・タクティカル・オポチュニティーズ・ファンド クラスD 円ヘッジ	8.9
7	UBS(Irl)インベスターセレクション・グローバル・エクイティ・ロング・ショート・ファンド(JPYヘッジド)I-A1-PFアキュムレーションクラス	8.8
8	ウイントン・トレンド・ファンド(UCITS)JPY I シェアーズ	7.3
9	グラハム・マクロUCITSファンド クラスNプラットフォーム・シェアーズ(円ヘッジ)	4.6
10	野村マネー マザーファンド	0.0

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込日の翌々営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入の申込者の制限	販売会社に野村投資一任口座を開設した投資者等に限るものとします。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2025年10月11日から2026年10月9日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・ロンドン証券取引所 ・ニューヨーク証券取引所 ・ロンドンの銀行 ・ニューヨークの銀行
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2016年10月21日設定）
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年1月および7月の20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。（原則再投資）
信託金の限度額	5000億円
公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 * 上記は2026年2月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません
信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.1%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬率		年0.297%(税抜年0.27%)
	支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.22%
		<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.03%
		<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.02%
	実質的な負担 ^(注)		年1.50%±0.60% 程度(税込)+成功報酬
(注)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2026年4月10日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。 なお、投資対象とする投資信託証券には、運用実績に応じて成功報酬がかかるものがあります。			
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等		

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- * 上記は2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■(参考情報)ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのその他 費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用 の比率	④投資先ファンドの 運用管理費用以外 の比率
ファンド	1.95	0.29	0.00	1.51	0.15

(2025年1月21日～2025年7月22日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- * ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等(マザーファンドを除く。)です。
- * ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- * ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- * 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- * 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

追加的記載事項

●指定投資信託証券について

2026年4月10日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した指定投資信託証券の概要です。

1	ファンド名	UBS(Ir)インベスターセレクション・グローバル・エクイティ・ロング・ショート・ファンド(JPYヘッジ) I-A1-PFアキュムレーションクラス (外国籍投資法人) ^(注1)
	投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー
	管理会社	UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ
	主要投資対象 (主要取引対象)	先進国、新興国に上場する企業の株式、有価証券先物取引等
2	ファンド名	スパークス・日本株・双剣ファンドF(適格機関投資家専用) ^(注2)
	委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象 (主要取引対象)	わが国の金融商品取引所に上場されている株式、有価証券先物取引等
3	ファンド名	ブラックロック・システムティック・US・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラスI2 円ヘッジ (外国籍投資法人) ^(注3)
	投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー・エヌ・イー
	受託会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・イー
	主要投資対象	米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等
4	ファンド名	ブラックロック・タクティカル・オポチュニティーズ・ファンド クラスD 円ヘッジ (外国籍投資法人)
	投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
	管理会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
	主要投資対象	株式、債券、これらの証券に関連する金融派生商品(FDI)、ETFを含む集団投資スキームの株式またはユニット(CIS)、マネーマーケット証券、預金、外国通貨、現金等
5	ファンド名	ビクテTR-アトラスHI-JPYクラス(円建て円ヘッジ) (外国籍投資法人) ^(注4)
	投資顧問会社	ビクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ
	管理会社	ビクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ
	主要投資対象	世界各国の株式(DR(預託証券)を含みます。)、金融派生商品
6	ファンド名	グラハム・マクロUCITSファンド クラスNプラットフォーム・シェアーズ(円ヘッジ) (外国籍投資法人) ^(注5)
	投資運用会社	グラハム・キャピタル・マネジメント エル・ピー
	管理会社	MPMFファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド
	主要投資対象	デリバティブを通じた、世界各国の株式、債券、通貨、コモディティ
7	ファンド名	M&Gエピソード・マクロ・ファンドTI-JPYクラス(円ヘッジ) (外国籍投資法人) ^(注6)
	投資運用会社	M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッド
	管理会社	M&Gルクセンブルグ エス・イー
	主要投資対象	デリバティブを通じた、債券、株式(クローズドエンド型不動産投資信託を含む)、転換社債、資産担保証券、通貨、現金、現金同等物
8	ファンド名	DNCA INVEST アルファ・ボンド(H-Iクラス)(JPY) (外国籍投資法人) ^(注7)
	管理会社	DNCAファイナンス
	投資顧問会社	
	主要投資対象	主要先進国の名目利付国債やインフレ連動国債を中心に、新興国国債、クレジットなどの流動性の高い債券と通貨
9	ファンド名	ウイントン・トレンド・ファンド(UCITS)JPY I シェアーズ (外国籍投資法人)
	投資運用会社	ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド
	管理会社	ウイントン・ファンド・マネジメント・アイルランド DAC
	主要投資対象	デリバティブを通じた、世界の株式、債券、通貨、コモディティ
10	ファンド名	野村マネー マザーファンド
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	主要投資対象	円建ての短期有価証券

- (注1)「UBS(Ir)インベスターセレクション・グローバル・エクイティ・ロング・ショート・ファンド(JPYヘッジ)I-A1-PFアキュムレーションクラス」は、運用実績に応じて成功報酬がかかります。
成功報酬は、ユーロ短期金利をベースにしたハードルレート相当額控除後の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク(成功報酬の条件を満たした過去の決算年度末最終営業日時点での純資産価格の最高値であり、成功報酬が支払われた場合、次期以降のハイ・ウォーター・マークは更新されます)を上回った場合、超過分の20%とします。※ハードルレートは今後変更となる場合があります。
- (注2)「スパークス・日本株・双剣ファンドF(適格機関投資家専用)」は、運用実績に応じて実績報酬がかかります。
実績報酬は、計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マーク(設定当初は1万円)を上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に税抜100分の20の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を乗じて得た額を計上します。
- (注3)「ブラックロック・システムティック・US・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラスI2 円ヘッジ」は、運用実績に応じて成功報酬がかかります。
成功報酬は、3ヶ月SOFR複利後決めおよびスプレッド調整 円ヘッジをベンチマークとし、ファンドのリターンがベンチマークのリターンを超過する場合に、超過額に20%を乗じて得た額に当該営業日の受益権口数を乗じて得た金額とします。
- (注4)「ビクテTR-アトラスHI-JPYクラス(円建て円ヘッジ)」は、運用実績に応じて成功報酬がかかります。
成功報酬は、ハードルレートであるTONAR(2025年12月末現在、※ハードルレートは今後変更となる場合があります。)超過分の20%とします。

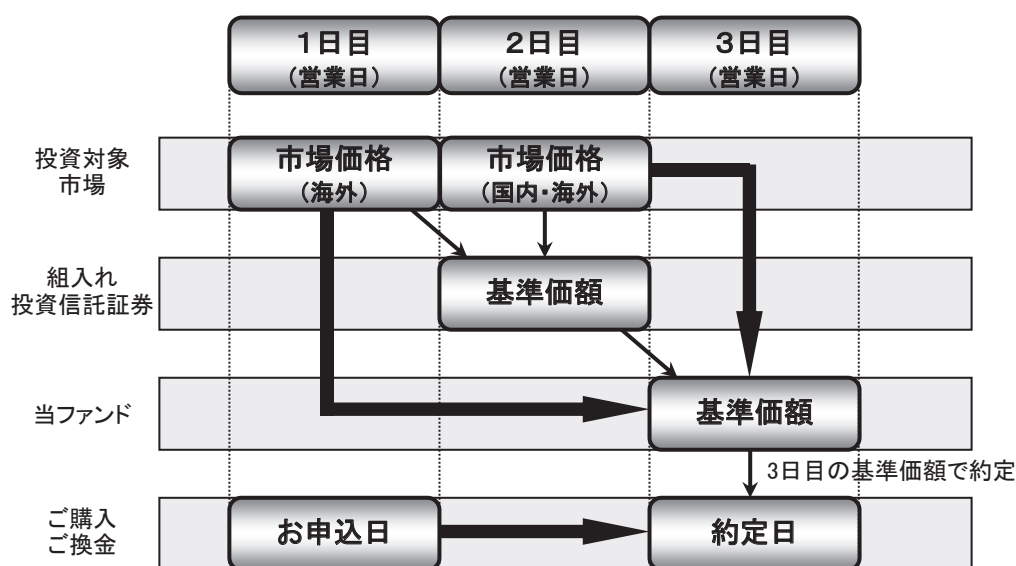
- (注5)「グラハム・マクロUCITSファンド クラスNプラットフォーム・シェアーズ(円ヘッジ)」は、運用実績に応じて成功報酬がかかります。成功報酬は、ハイ・ウォーター・マーク超過分の20%とします。
- (注6)「M&Gエピソード・マクロ・ファンドTI-JPYクラス(円ヘッジ)」は、運用実績に応じて成功報酬がかかります。成功報酬は、ハイ・ウォーター・マーク及びハードルレートであるTONAR超過分の20%とします。
- (注7)「DNCA INVEST アルファ・ボンド(H-Iクラス)(JPY)」は、運用実績に応じて成功報酬がかかります。成功報酬は、参考指標(無担保コール翌日物金利(TONAR)+2%)を上回り、かつ、ハイ・ウォーター・マークを超えている場合、参考指標に対する超過パフォーマンスの20%が成功報酬となり、日次で基準価額に反映されます。

- 指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式※で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。
※ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

●野村ファンドラップオルタナティブプレミアに関する留意点

- ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の販売会社または管理事務代行会社が委託会社の利害関係人等(当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)に該当する場合、委託会社が当該指定投資信託証券の買付けまたは売付けを行なう際に、当該利害関係人等に対して発注を行ないます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。
- ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

＜基準価額の算出イメージ図＞



約定日(3日目)の基準価額(約定価額)は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日(1日目)またはお申込日の翌営業日(2日目)、国内市場はお申込日の翌営業日(2日目)の市場価格を反映したものです。
なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。